

湖西都市計画道路
1・3・1号 浜松湖西豊橋道路

浜松都市計画道路
1・3・402号 浜松湖西豊橋道路

環境影響評価準備書

令和8年6月

静岡県
浜松市

— 目 次 —

第1章 都市計画対象道路事業の名称	1-1
第2章 都市計画決定権者の名称	2-1
第3章 都市計画対象道路事業の目的及び内容（事業特性）	3-1
第1節 都市計画対象道路事業の目的	3-1
第2節 都市計画対象道路事業の内容	3-1
2.1 都市計画対象道路事業の種類	3-1
2.2 都市計画対象道路事業実施区域の位置	3-1
2.3 都市計画対象道路事業の規模	3-4
2.4 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数	3-4
2.5 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度	3-4
2.6 都市計画対象道路事業に係る道路の区間	3-4
2.7 都市計画対象道路事業に係る道路の区分	3-4
2.8 都市計画対象道路事業に係る道路のインターチェンジ等区域の位置	3-4
2.9 都市計画対象道路事業に係る道路の計画交通量	3-6
2.10 都市計画対象道路事業に係る道路の構造の概要	3-8
2.11 都市計画対象道路事業の工事計画の概要	3-9
第3節 その他の都市計画対象道路事業に関する事項	3-15
3.1 都市計画対象道路事業の経緯	3-15
3.2 計画段階環境配慮書以降準備書までの検討の経緯	3-29
3.3 環境保全への配慮事項	3-35
第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）	4-1-1
第1節 自然的状況	4-1-3
1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	4-1-3
1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	4-1-23
1.3 土壌及び地盤の状況	4-1-58
1.4 地形及び地質の状況	4-1-65
1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	4-1-71
1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	4-1-127
1.7. 一般環境中の放射性物質の状況	4-1-132
第2節 社会的状況	4-2-1
2.1 人口及び産業の状況	4-2-1
2.2 土地利用の状況	4-2-3
2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	4-2-9
2.4 交通の状況	4-2-16

2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の 状況及び住宅の配置の概況	4-2-21
2.6 下水道の整備の状況	4-2-30
2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当 該対象に係る規制の内容その他の状況	4-2-32
2.8 その他の状況.....	4-2-112
第5章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果	5-1
第6章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と 都市計画決定権者の見解	6-1
第7章 計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解. 7-1	
第1節 計画段階環境配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見 と事業予定者の見解	7-1
第2節 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解.....	7-5
第8章 方法書について意見を有する者の意見の概要及びそれに対する 都市計画決定権者の見解	8-1
第9章 方法書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解... 9-1	
第10章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、 予測及び評価の手法	10-1
第1節 専門家等による技術的助言	10-1
第2節 環境影響評価の項目	10-3
第3節 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法	10-3
第11章 環境影響評価の結果	11-1-1
第1節 大気質	11-1-1
1.1 建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	11-1-1
1.2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質	11-1-34
1.3 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	11-1-52
1.4 建設機械の稼働に係る粉じん等	11-1-84
1.5 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等	11-1-96
第2節 騒音	11-2-1
2.1 建設機械の稼働に係る騒音	11-2-1
2.2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音	11-2-23
2.3 自動車の走行に係る騒音	11-2-39
第3節 振動	11-3-1
3.1 建設機械の稼働に係る振動	11-3-1
3.2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動	11-3-14

3.3 自動車の走行に係る振動	11-3-32
第4節 低周波音	11-4-1
4.1 自動車の走行に係る低周波音	11-4-1
第5節 水質	11-5-1
5.1 切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る水の濁り	11-5-1
第6節 地下水の水位	11-6-1
6.1 掘削工事、トンネル工事の実施及び道路（地下式）の存在に係る地下水の水位	11-6-1
第7節 河川	11-7-1
7.1 掘削工事、トンネル工事の実施及び道路（地下式）の存在に係る河川の変化	11-7-1
第8節 地形及び地質	11-8-1
8.1 工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置、道路（地表式、嵩上式）の存在に係る重要な地形及び地質	11-8-1
第9節 日照障害	11-9-1
9.1 道路（嵩上式）の存在に係る日照障害	11-9-1
第10節 動物	11-10-1
10.1 建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、掘削工事、トンネル工事の実施及び道路（地表式、嵩上式、地下式）の存在に係る動物	11-10-1
第11節 植物	11-11-1
11.1 工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、掘削工事、トンネル工事の実施及び道路（地表式、嵩上式、地下式）の存在に係る植物	11-11-1
第12節 生態系	11-12-1
12.1 建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、掘削工事、トンネル工事の実施及び道路（地表式、嵩上式、地下式）の存在に係る生態系	11-12-1
第13節 景観	11-13-1
13.1 工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路（地表式、嵩上式）の存在に係る景観	11-13-1
第14節 人と自然との触れ合いの活動の場	11-14-1
14.1 工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路（地表式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場	11-14-1
第15節 文化財	11-15-1
15.1 工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路（地表式、嵩上式、地下式）の存在に係る文化財	11-15-1
第16節 廃棄物等	11-16-1
16.1 切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等	11-16-1

第 17 節 地球環境	11-17-1
17.1 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス等	11-17-1
第 12 章 事後調査	12-1
第 1 節 地下水の水位	12-1
1.1. 事後調査の検討	12-1
1.2. 事後調査の手法	12-1
1.3. 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針	12-1
1.4. 事後調査の結果の公表の方法	12-1
第 2 節 河川	12-2
2.1. 事後調査の検討	12-2
2.2. 事後調査の手法	12-2
2.3. 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針	12-2
2.4. 事後調査の結果の公表の方法	12-2
第 3 節 動物	12-3
3.1. 事後調査の検討	12-3
3.2. 事後調査の手法	12-3
3.3. 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針	12-3
3.4. 事後調査の結果の公表の方法	12-3
第 4 節 植物	12-4
4.1. 事後調査の検討	12-4
4.2. 事後調査の手法	12-4
4.3. 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針	12-4
4.4. 事後調査の結果の公表の方法	12-4
第 13 章 環境影響評価の総合的な評価	13-1
第 14 章 環境影響評価の委託先	14-1

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものです。

- ・測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 6JHf 45
- ・本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

本書は、環境影響評価法第 38 条の 6 の規定により、都市計画決定権者が対象事業に係る事業予定者に代わるものとして、対象事業に係る施設に関する都市計画の決定と併せて手続きを行うため、同第 46 条第 1 項の規定により、事業予定者から資料の提供を受け、作成したものです。